

「持続化給付金」の申請サポート会場を追加で開設します



2020 年 5 月 18 日

中小企業・地域経済産業

経済産業省は、「持続化給付金」に関して、**御自身で電子申請を行うことが困難な方のために**、5 月 12 日（火曜日）より、「申請サポート会場」を開設しております。この度、5 月末までに開設される会場 406 箇所が確定しましたので、公表させていただきます。

1. 設置場所

5 月末までに、計 406 箇所の「申請サポート会場」を開設いたします。16 日（土曜日）までに開設した 59 会場とあわせて、465 箇所の会場が設置されます。

立川では 5 月 28 日より
立川ビジネスセンタービル 11 階商工会議所会議室（曙町 2-38-5／商連の入るビル）にて開設を予定しております。
（なお、定休日は現在、6 月 10 日、11 日、25 日、26 日を予定）

2. 今後の会場設置予定

6 月以降も順次会場を追加する他、「申請サポート会場」が設置されていない地域には、キャラバン隊を派遣して申請をサポートします。

3. 申請サポート会場

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）を御持参の上、お越しく下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので御注意ください。予約方法の詳細については「4. 事前予約の方法」を御確認ください。

4. 事前予約の方法

「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止のため、完全事前予約制としております。予約をお取りいただいた上で、会場までお越しく下さい。事前に御予約のない方については、御来場を固くお断りさせていただきます。

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがございます。

①Web 予約

「持続化給付金」の事務局ホームページより御予約ください。

※トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動、予約する会場を選択し、必要事項を記入の上、「来訪予約」をクリックすることで予約が完了。

「持続化給付金」の事務局ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。音声ガイダンスに沿ってボタン操作することで申請会場を予約できます。

※その際、予約する会場の【会場番号】が必要になりますので、事前にお近くの【会場番号】を御確認ください。FAX 送信（同番号）でお取り寄せ頂くか、下記の「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」までお問合せください。

申請サポート会場 受付専用ダイヤル

電話番号：0120-835-130

受付時間：24 時間予約可能

③ 電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

※なお、申請サポート会場の予約に関するお問合せは、下記窓口以外では、お受けいたしません。御不便をおかけしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）

電話番号：0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日ともに、9 時～18 時

5. 申請サポート会場に御持参いただく書類

御持参いただいた資料をもとに、電子申請の手続きをサポートします。

会場にお越しいただく際には、以下の資料を御用意ください。

また、申請要領を確認の上、申請の特例を用いられる場合は、証拠書類等もあわせて御持参ください。

必要書類のコピー（できれば現物）

中小法人等の場合

- 確定申告書別表一の控え（1 枚）※及び法人事業概況説明書の控え（2 枚）計 3 枚
（対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）
※収受日付印が押されていること（e-Tax の場合は受信通知）
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020 年〇月と明確な記載があるもの）
- 法人名義の口座通帳の写し（法人の代理者名義も可）

個人事業者等の場合

- 確定申告書類
青色申告の場合
2019 年分の確定申告書第一表の控え（1 枚）※と所得税青色申告決算書の控え（2 枚） 計 3 枚
白色申告の場合
2019 年分の確定申告書第一表の控え（1 枚）※ 計 1 枚
※収受日付印が押されていること（e-Tax の場合は受信通知）
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
（2020 年〇月と明確な記載があるもの）
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
- 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

6. 持続化給付金申請のための事前相談専用窓口について

持続化給付金の申請をお考えの方のための事前相談専用窓口を開設しました。申請をお考えの方は、以下の連絡先までお問い合わせください。

なお、既に申請をお済みの方については、本窓口にて御相談をお受けすることができませんので、御了承くださいますようお願いいたします。

持続化給付金申請 事前相談専用窓口

電話番号：0570-015-078

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時

担当

中小企業庁 長官官房 総務課 高倉

担当者：松山、石尾

電話：03-3501-1768（直通）

03-3501-6801（FAX）

※なお、申請サポート会場の予約に関するお問い合わせは、下記窓口以外ではお受けいたしません。御不便をおかけしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」

電話番号：0570-077-866

受付時間：平日、土日祝日ともに、9 時～18 時